

〔書評論文〕

北奥地域の歴史主体をみつめて

—浪川健治著『近世日本と北方社会』の書評と紹介—

田端 宏

北奥地域の歴史主体のひとつとしてアイヌ民族を位置づけて考えることとて民族、地域の観点から、日本史像を複合文化として相対化して行くみちをひらく。や、布衍的な言い方では、幕藩制の中の内なる異民族—本州アイヌの生産と生活を明らかにすることで、北奥地域における文化接触のあり方を検討、そのなかで地域社会の変容をあきらかにし、このことから「北からの視点」による日本史像の再構成がみえてくる（はじめに、及び序章）。本書の意図するところは、以上のように、明確に述べられている。この意図は、第一章で外が浜・本州アイヌの幕藩制下への編成過程、その特質を論じ、第二章で、北奥・松前・蝦夷地と連環する地域像を、提示し、第三章で、「本州アイヌ社会の解体と同化」にいたる地方社会の変容を明らかにする、という、体系をもつて展開される。その構成は次の如くになっている。

序章

第一章 幕藩制国家の成立と地方社会

一、幕藩制国家の成立と外が浜

二、本州アイヌの編成過程

三、本州アイヌの生産と生活

第二章 蝦夷地・松前・北奥

一、地域をつなぐもの

二、寛文蝦夷蝦起と北奥社会

三、北方社会をめぐる認識

第三章 地方社会の変貌とアイヌ社会

一、元禄八年飢饉と北奥社会の動向

二、民衆文化と権力

三、本州アイヌ社会の解体と同化

あとがき

この構成で論じられる内容を、章を追って紹介すると次の如くである。第一章は、幕藩制国家の成立によってアイヌ民族の自由な「往行」も規制される面が明らかになってくるが、一方、津軽アイヌが藩内にとどめられて、一方的に同化の道を歩まされたということではない、という見方でまとめられている。

一五九三年（文禄二）の蛸崎慶広宛秀吉朱印状の意味は、松前藩制の基礎としてのみ見られるべきではなく、惣無事令の一環として、海賊禁止令の延長上に置いて考える必要がある。国主以外の船役徴収権を認めない体制がつくりあげられ、国主以外の在地領主や、そのもとにあった「海民」（アイヌ民族もふくむ）の活動で地域的一体制をもっていた「日本」地域は、北奥、松前、蝦夷地と分離、再編される。蝦夷地、津軽半島、下北半島にかけて民族的な一体制を持っていたアイヌ民族も分断された。

一六〇四年（慶長九）の松前志摩守宛黒印状が松前氏の蝦夷地交易独占を保障し、一方でアイヌ民族の自由な「往行」を規定しているが「往行」の対象は、實際上、北東北の大名に限定されており（北奥大名の対アイヌ交易独占の状況が実現していた）、自由「往行」交易も幕藩制秩序のもとにおかれるようになった。

この関係のなかで津軽アイヌに対する支配体制も明確化する。寛永期の青森開港、青森町立は、外が浜の「商人」の商業活動を青森港に限定さらに青森の町人として定住させて行く方向をとるが、これとあわせて整えられた漁民（町人身分と分離しての）支配の体制（漁師頭の配置）とともに、「状」津軽アイヌに対する支配のあり方を見せてくる。それは、「状共計ニ而鮫漁」というような「状」への特権附与の形をとって藩権力が「状」の漁業活動を掌握する過程である。「状」村の設定、御目見えの強制というような段階を経て、シャクシャイン蜂起を契機に「状」役を設定（松前飛脚回送、通詞としての従軍）、社会集団として藩政へのくみこみが明らかになる。松前・蝦夷地に於いてばかりでなく、同時期に蝦夷地の情勢に応じて津軽アイヌへの支配体制が確立してくるのである。

しかし、このことは、津軽アイヌが藩内にとじこめられたことを意味するのではない。藩命によって、あるいは、夫々の漁撈活動のために、松前、蝦夷地へ渡り、あるいは、日本海沿岸を南下しての商行為も見られ（本来的な居住地が確定している限り、津軽アイヌが移動することは藩によって是認されていた）津軽アイヌの孤立化説や、藩内での一方的な同化の道のみを見ることの誤りに注意すべきである。

第二章では、北奥、松前、蝦夷地を、緊密な、一体的連環性をもつ地域として見ることを、特に米を通しての構造的なつながりをもつ地域像を提示することで論じており、また、松前・蝦夷地との関係では体制を整える藩権力が、「蝦夷」との関わりで「正統認識」を変転させる様子に及んでいる。

松前藩の藩用米、また松前藩知行主たちの商場経営のための用米もまた蝦夷地産品の売却も多く津軽領に依拠していた。蛎崎蔵人のように津軽藩の船役免除の「御免船」を五艘ももって、津軽藩領との関係と大きさをよく示している知行主もいた。

松前藩、津軽藩をつなぐ特別な役割をもつ問屋商人（工藤氏の例）の活動も、この地域固有の歴史的背景をもつものであり、津軽海峡をはさむ地域での「海民」の身分構成が整えられるなかで藩をつなぐ位置にくく部分が、両藩の体制のうちに構成されてくると考えられる。

松前藩の商場知行制が津軽藩領に依拠する度合いが強かったということ、津軽藩に於ける農業経営情況、米作事情との連環の重大さも示す。一六六〇～八〇年代に、津軽藩領では不作の状況がつづくが、それは、解体しつゝ、あった本百姓経営が年貢米負担能力を失うという事情のもとで未進、あるいは不作の状況をしめしているのであった。松前・蝦夷地へ供給する米は不足し、対アイヌ交易に於ける交換比率の変更（米の値上げ）、それへの不満に対しては暴力的支配の強化というようなことが商場知行主の政策となる、北奥に於ける本百姓体制の動揺、小農自立の傾向という在地構造の変化が、松前藩の支配体制にもシャクシャインの蜂起を招くような動揺をもたらしているのである。

一方、北奥地域もシャクシャインの蜂起という事態に重大な影響をうける。南部藩では延宝末年まで蝦夷地へ向けた動員体制を継続しなければならず、その負担の重さから給人の嘆願や農民の越訴がおこる状況となる。津軽藩では、鉄砲を重視した新しい軍役体制を整えるが、外が浜防備に青森仕置の体制をとり、番方編成を拡充強化する方向は、近隣諸藩の警戒心を刺戟するほどのもので、藩士の過重負担が明らかであった。

北奥に於ける「正統認識」も、やはり「蝦夷」に関つてのものとなる。南部藩では、近世になって多くの蝦夷塚伝承を記録する。この地域の「蝦夷」を屈服することで成立して来た南部氏の支配という形をしめすことが、その権威の正統化になると意識されていたことになる。津軽藩では、シャクシシャインの蜂起以後、特に、「北狄」（北海道のアイヌ）をおさえる役割の重視で固有の正統性を主張するようになる。幕藩制下の国家統治権能の重要な部分の担い手として固有の正統な権威（特に南部藩との関係に於いて）をもつというイデオロギー的な役割を「北狄の押さへ」論はもっていたのである。

第三章では、農業、林業に於ける諸条件の変動、身分制的統制の整備へむけての変転など北奥地域社会の動きのなかで、「アイヌ社会の解体、同化」へと結集する過程を論じ、そのなかでなお、深層に「夷風」を残存させる状況、それを可能にする条件を論じている。

津軽藩の元禄八年の飢饉後、その復興策のなかで植林、育苗による小農民の「成立」をはかる方途がとられるが、それに伴う植林保護の野火禁止令は粗放な農業には阻害要因となった。津軽アイヌの焼畑にとって

も規制的要因であった。稲作の発展は、アイヌの畑作を、より不利な土地に追いやるのであるが、冬期の漁業が不十分な地域で、焼畑もますます不利となるのでは、藩の救済を求めざるを得ない状況も目立ってくる。アイヌ社会も大きな変貌を強いられるのである。

土着の風俗、あるいは「夷風」に対する見かたも変わる。

元文頃の南部藩では「御国之言葉、風俗」は、奉公の「実儀」であるところえ、江戸風を排する気風であった。しかし、近世後期、ロシアの南下、北方問題の重大化の情勢下に、アイヌ文化に源をもつものが生活にとりいれられている状況が問題とされる。アツシや蝦夷細工の禁止令、眉剃り強制令が出されて「諸国一統」の風俗を重視することとなってくる。

十七世紀前半では、アイヌ社会の海のイウォルを藩とみとめているようなかたちで、津軽アイヌの特権的な漁業、鮫漁の位置づけがみられたが、元禄八年の飢饉の折に、和人の鮫漁がみとめられ、アイヌ固有の漁業が存在しなくなった。焼畑も、一層、貧弱な条件に追いこまれるし、材木の搬出も禁止され、小廻舟の売却を強制されて海運関係の仕事もなくなった。水主として近国へ雇われること位が「勝手次第」とされた。

一方、「少々繰廻し罷成者」Ⅱ「狄」のうちの有力者があらわれて来ており、困窮する無高の「狄」に対する救済の貸付米を藩からあずかつて管理する立場になる層もあらわれてくる。

一七五六年（宝暦六）には、津軽アイヌの「狄」としての政治支配は廃止される。髭、髪を改めさせ、人別帳にのせ、宗旨改めも行う、これで「人間」としてとりたて「狄」ではなくなったとされるわけである。

これは、この時点で同時に行なわれた「穢多」の町人身分への変更、あわせて皮革業課税という方向に沿うものとして行なわれた可能性がある。

「狢」役からの解放だけでなく、漁業、伐木業の特権を失い、百姓としての負担を課されるという方向である。寛政のクナシリ・メナシのアイヌ蜂起の折の動員体制のもとでは、「狢」としてではなく、「三馬屋住居之者」のうちにくめられて動員され、先兵としての津軽アイヌの位置づけは無くなっている。この時期には、藩の風俗強制策の進展で「狢」風俗も姿を消した。

しかし、これで同化が完結したわけではない。和人化に逆って山へ逃げこむもの五〇人余（津軽アイヌ全体の七割にも及ぶか？）と抵抗を示している史料もある。嘉永期になっても宝物としての太刀や行器を保持するということに近世を通じて、民族文化の消滅をみせなかつた面もある。

これには、津軽アイヌの松前藩領への出漁の権利や、松前での船役免除の権利などが長く残っているという状況に支えられている面があった。個別藩内での同化の進行があっても北奥・松前という広域の関係のもとで生産、生活条件が伝統的な権利のかたちで残されるという条件があつて、独自の文化様式も維持され、深層的には風俗も保たれたのである。

以上の内容紹介では、A5判、三三〇頁の本書の全容に触れて十分というわけではない。幕藩制国家と地域の関わり、北奥地域での藩政のあり方が、北奥の民衆、その文化をどうおさえてきたか、北奥の農業、農政の展開が地域をどのように動かして来たか、など、などの面、そして、

これらとの諸関係のうちに「北奥地域の歴史主体のひとつとしてのアイヌ民族」を位置づけて地域の全体像に迫ろうという本書の意図に注目すべきことに触れておき、多くの読者諸氏の精読を期待するところである。著者の積年の業績のまとめという意味も持っている本書の背景にも注意して、著書の主要な論著を註記しておく²⁾。

前述のように、地域像の総合が強く意識されるなかで、やはりアイヌ民族を「歴史主体のひとつ」と位置づけようという構想が重要であり、この構想故に、本書は、体裁としても既発表論文の列挙という形をとらないで構成されているのである。

本書の研究史上の意義も、この点にある。「蝦夷と冠された人びと（主としてアイヌ系の人びと）の歴史を、日本の国家権力の北方域への指向の仕方との連関を持たせつつも、あくまで主体的に認識し、それ自身の歴史として構成すること」（海保領夫『日本北方史の論理』——一九七四年——一九九頁）、「幕藩体制の国家論や社会論を深めるための蝦夷・蝦夷地研究という接近のしかた」に、さらに「民衆（ここではとりわけ蝦夷地との結びつきの強かった奥羽民衆）の生活・意識・文化などの領域における、蝦夷・蝦夷地にかかわる矛盾・対立をふくむさまざまな事象に目を据え」ることの重要性（菊池勇夫『幕藩体制と蝦夷地』——一九八四年——二頁）、「津軽海峡を挟む地域の地域史像を……日本史の全過程のなかで総体的にとらえ」さらに「地域に住む民衆の生活・生産のありようを具体的事実 に即して……明らかにし」その変容、その歴史的要因を解明する必要性、さらに「アイヌ民族問題」を前述の考え方に関係させて「解明していくこと」の重要性（榎森進「研究史の整理と課題」——「北から

の日本史』一九八八年一四一―二頁)——このような考え方、また、それにもとづく前記三氏ほかの諸業績をふまえるばかりでなく、北奥地域の歴史主体のひとつとしてのアイヌ民族の位置づけという点を、明確に軸にして一書をなした点が重要である。「本州アイヌの生産と生活」を具体的に検証―民族性、その限界性、限界を規定する諸条件、また「本州アイヌ社会の階層分化」にも及んで論じており、窮乏化の要因、一方に有力者層も現われる社会状況、またその政治性も明らかにしておこうという筆のすゝめ方は、特に注意を惹く。

次に、「本書が多くの史料によって構成されている」(はじめに 四頁)という点について注意しておきたい。「取りあげた主題についての歴史的な事実が一般的に知られるものではないからである。」(同前頁)とされており、「国日記」や「御定書」(いずれも津軽藩関係)、「雑書」(南部藩関係)などが引用されている。これらの史料に記される「本州アイヌ」関係などの記録は、諸論考によく引用されているようなものではなく、「一般的に知られるものではない」のであり、細密な史料引用により実証的、具体的にある主題を論述しようとする時、「史料によって構成」する方法がとられるのは当然なのである。ただし、藩庁関係の史料に記されて、姿をみせる「状」は、殆んど、統治や管理や編成などの対象として、である。この史料を引用しただけの構成で、本州アイヌを歴史主体としての歴史像の論述ができるわけではない。このような性格の史料、記述から、歴史主体としての本州アイヌを読みとり、論述することが、著者の営為でなければならぬ。本書の著者が、史料からひき出している「状」は、たとへば宇鉄の四郎三郎の像である(第三章の三、特に二

七三頁以下。)それは、藩からの窮乏の「状」に対する貸付米を預って運用、回収の責任を負い、そのことで、下層の「状」の再生産活動を支配下におく可能性を持つ、という最上層の首長としての姿である。この叙述、後段の部分の「可能性」は、著者の推定であるが、商業活動を行なっている階層、水主としての出稼ぎの階層、その留守家族たちの窮乏の生活状況とあわせて、一八世紀前半期の歴史を刻むものの姿が、藩権力との関わり、漁業経営状況の一端ともあわせての地域像としてみえるようになっているのである。

前記の「可能性」の部分は、上層、中層、下層の「状」の生活・生産の展開する様相を具体的につかみ得る史料なしには、推定以上の論述は困難にちがいない。著者が今後の課題としている、社会集団内の諸慣習、「津軽アイヌの民俗」の問題とも関連するところもあるうと思われ、ここでは、今後の研究の進展を期待しておくのみである。なお前記、宇鉄の四郎三郎関係の論述にかゝるあたりの史料の読みとり方について若干の意見をもつたので註記³⁾で触れておくこととする。

北からの視点で、地域史像を、また日本史像を構成しなおして行かなければならない、という問題提起にもとずいて、いくつかの論著が、蝦夷地、松前、北奥という地域と国家体制(特に前近代の)、民族の問題、民衆の生活・文化の問題にとりくんで来ているが、本書も亦、北奥地域に拠って日本史像再構成への道を一歩ずつ、める役割を果たしていると言えよう。

註

(1) 本書刊行当時は、脚註のとおりに、「所在不明」があったが、一九九三年以降、北海道開拓記念館に所蔵され、一時期、原資料が公開展示された。

(2) 「藩政確立期における新田開発の展開」(『弘前大学国史研究』第六七号 一九七八年)

「津軽藩政の展開と飢饉」(『歴史』五二輯 一九七九年)

「藩政の展開と国家意識の形成—津軽藩における異民族支配と「北狄の押へ」論」(『日本史研究』二三七号 一九八二年)

「前期農政の基調と展開」(長谷川成一編『津軽藩の基礎的研究』図書刊行会 一九八四年)

「津軽藩前期農政の解体」(『日本歴史』四三〇号 一九八四年)

「黒石津軽領の性格と支配」(『弘前大学国史研究』第七八号 一九八五年)

「近世前期における松前・蝦夷地と北東北」(『松前藩と松前』二四号 一九八五年)

「幕藩制国家の成立と北奥社会」(『歴史学研究』五七三号 一九八七年)

「中期農政と農業技術」(長谷川成一編『北奥地域史の研究』名著出版 一九八八年)

「善知鳥考」(『日本歴史』四八五号 一九八八年)

「津軽海峡を挟む地域像」(『北からの日本史』三省堂 一九八八年)
「宝永期藩政の位置づけについて」(『弘前大学国史研究』八八号

一九九〇年)

「近世北日本社会論への一視点—本州アイヌの位置づけについて」(『北からの日本史』第二集 三省堂 一九九〇年)

(3) ①『国日記』元禄一六年二月一〇日条の記事(二一八頁以下に引用) 関係して。

「狄共」に救米を与えると和人の「無高」のもの全体にも与えざるを得なくなるので、救米の制度を適用するのではなく代官らの給米を一時的に貸付けけるという方策がとられた、という意味の論述があるが、

尤御目付見分申請其上二而可申上候得共、上磯之儀狄共無高之者御座候ニ付見分之上御救被仰付候ハ、類も多出可申と奉存候間、拙者共自分之米当分借置様申含相渡置可申と奉存候、(二一九頁)

右の部分は、救米を給するには正式の見分が必要で、見分を行えば、上磯の狄には無高のものがあるので救米を給さなければならぬものが多く出てしまう、それで見分はしないでおき、救米の制度を適用せず、代官等の給米の一部を貸付けける形をとることとしたい、というように読めるので、和人の貧窮民救済との関係は触れられてゐるわけではない、と思われ、和人と区別して、特に「借置」とした点に注意しての二二〇頁の記述は、や、修正を要すると思われる。②『国日記』享保五年二月一九日条の記事(二七二頁以下に引用) に関係して。

鯨油の納入不足で米の供給を十分に得られないアイヌには、返済不要の「御救米」が与えられていたが、藩は米不足の状況下に、こ

の「御救米」を止めて、回収策をたて、四郎三郎らアイヌの有力者が、その運用、回収の責任を負うこととされる、という意味の論述があるが、

……例年拝借米之内五拾俵、此度不足拝借仕候而ハ何様にも繰合仕候得而も相続可申体無御座候付御救米不被下置候而ハ餓死可仕由申候……狝共御救米ハ毎度上納ハ不被仰付被下切御座候、就夫字鉄之四郎三郎・松ヶ崎にいへて、右兩人ハ狝之内ニも少々繰廻シ罷成候者御座候、此者共申候ハ右五拾俵只今被仰付被下候ハ、兩人ニ而預置、不納之者共相働次第取立次第五俵・三俵宛も段々相渡、右不納分ハ当夏中急度差上可申候、此段毛頭相違成記不申上候、ケ様に不被成下候得ハ御救米被下置候分ニ而ハ働も成兼候段達而願申候、弥兩人之狝共申上候通無相違様急度可申付候間、願之通被仰付候様奉願候旨申出候付監物江達之、申立之通五拾俵申付候旨郡奉行江申遣之……

右の記述は、次のように読みとれる。

例年は、「狝共」へ二五〇俵の米が、鮫油を引当てに貸付けられるのだが、今年は、二〇〇俵だけで、五〇俵少ない貸付だという、これでは、御救米なしには餓死者が出てしまうことになる、そこで有力者の四郎三郎、にいへて兩人は次のように申し出た。五〇俵の貸付米を預けてくれれば、去年の鮫油不納分の取立にに応じて、五俵、三俵と貸付ける方法をとって、不納分を確実に回収するようにするので、例年貸付米と同量になるよう五〇俵を預けて欲しい。貸付米不足のまま、御救米をもらっても、御救米だけでは、働きの助けにも

ならないので（御救米は、一人一日一合五勺、二〇日分程となっていて、むしろ――本書二一九頁や二七七頁所引の史料参照――生活の扶助として甚だ不十分だったようである）是非、まとまった貸付米を得たい、御救米は返済しないものだが、この貸付米は、鮫油で返納するものであるし、去年の不納分も確実にとりたてるので、と強く出願するので、申出の通り、貸付米を五〇俵増すことをみとめた、という意味にとれるのである。

鮫油不納分は、御救米として与えられるのではなく、貸付残額として取り立てられるもので、餓死しそうな困窮者に、僅かな御救米が与えられるのである。御救米は、生産活動維持には、効力がなく、まとまった前貸米が重要であり、その運用を、アイヌの有力者が担当するという体制ができて来たのである。

このように読みとると、御救米の役割、その中止を述べた二七三頁の論述は、や、修正を要すると思われる。

いずれの点も、本書のこの部分の議論を大きく左右するものではないが、正確を期するつもりで付記した。

『近世日本と北方社会』A5版 三三〇頁 四〇〇〇円 三省堂
一九九二年六月刊

（たばた・ひろし 北海道教育大学岩見沢校教授）